

議案第 8 号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

目次

第1章・第2章 略

第3章 都市公園の管理 (第1条の7～第22条)

第4章・第5章 略

附則

第3章 都市公園の管理

(管理の原則)

第1条の7 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パークPFI（法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。以下同じ。）の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

目次

第1章・第2章 略

第3章 都市公園の管理 (第2条～第22条)

第4章・第5章 略

附則

第3章 都市公園の管理

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務のうち、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可は、その対象となる物件が法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物（当該指定管理者が指定管理を行う指定管理者管理公園の設置目的に適合するものであって、定型的なものに限る。）に係るものに限るものとする。

3 知事は、第1項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設

第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせるものとする。

(1) 略

(2) 第7条第1項及び第2項の許可

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務

2 知事は、前項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設

設が設置されており、又は設置されようとするときは、第1項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（第1項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1)・(2) 略

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間（パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園にあっては、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間）とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第3項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、

が設置されており、又は設置されようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（前項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1)・(2) 略

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第2項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、

指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

3 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内

指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

4 知事は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2～4 略

(措置命令等)

第10条 略

2 略

3 指定管理者は、法に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2～4 略

(措置命令等)

第10条 略

2 略

3 指定管理者は、法又はこの条例に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項

の許可（知事の許可に限る。）を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立し
より知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若し
くは第2項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者に対して
は、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料
を徴収する。

2・3 略

（利用料金）

第15条 法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可を除
く。）に係る都市公園の占用、第7条第1項若しくは第2項の
許可（知事の許可を除く。）に係る行為又は有料公園施設の利
用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めると
ころにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2・3 略

（監督処分）

第17条 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、
次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項
若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はそ

の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立し
た者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受け
た者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定め
る額の使用料を徴収する。

2・3 略

（利用料金）

第15条 利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にそ
の収入として収受させる。

2・3 略

（監督処分）

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、
第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停
止し、又はその条件を変更することができる。

の条件を変更することができる。

(1)～(5) 略

- 2 知事(指定管理者管理公園)にあつては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項又は第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。

(1)～(3) 略

別表第3 (第3条関係)

1 略

- 2 鳥取県立東郷湖羽台臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)

3 鳥取県立東郷湖羽台臨海公園(引地区及び長和田地区)

4 鳥取県立東郷湖羽台臨海公園(はわい長瀬地区及び宇野地区)

(1)～(5) 略

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。

(1)～(3) 略

別表第3 (第3条関係)

1 略

2 鳥取県立東郷湖羽台臨海公園(引地区を除く。)

3 鳥取県立東郷湖羽台臨海公園(引地区に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県都市公園条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。